

株式会社湯旅がおすすめする

5名様以上団体用

# 国内旅行傷害保険 (国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険)

お客様のご旅行をサポートいたします。

このパンフレットには別冊がございます。あわせてご覧ください。

## 補償内容

傷害: (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)  
賠償責任: (賠償責任保険金)

日本国内をご旅行中 (\*団体旅行の集合地に集合したときから解散地で解散するまでを補償します。)  
の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

誤って、ホテルの階段から  
転落して打撲



スキーをしていて、骨折



交通事故によるケガ



## 国内旅行傷害保険ご契約タイプ一覧表

## おすすめ補償プラン

日数		2日間 (1泊2日まで)					
ご契約タイプ		X1	X2	X3	X4	X5	X6
保険金額	死亡・後遺障害	245万円	320万円	430万円	765万円	990万円	1090万円
	入院保険金 (日額)	1200円	2500円	3000円	4500円	8000円	9000円
	通院保険金 (日額)	800円	1500円	2000円	3000円	5300円	6000円
	賠償責任保険金額	100万円	100万円	1000万円	1000万円	1000万円	1000万円
1名あたりの保険料		100円	150円	200円	300円	450円	500円

日数		4日間 (3泊4日まで)					
ご契約タイプ		Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	Y6
保険金額	死亡・後遺障害	220万円	290万円	390万円	725万円	950万円	1050万円
	入院保険金 (日額)	1200円	2500円	3000円	4500円	8000円	9000円
	通院保険金 (日額)	800円	1500円	2000円	3000円	5300円	6000円
	賠償責任保険金額	100万円	100万円	1000万円	1000万円	1000万円	1000万円
1名あたりの保険料		100円	150円	200円	300円	450円	500円

日数		7日間 (6泊7日まで)					
ご契約タイプ		Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6
保険金額	死亡・後遺障害	200万円	270万円	365万円	700万円	920万円	1025万円
	入院保険金 (日額)	1200円	2500円	3000円	4500円	8000円	9000円
	通院保険金 (日額)	800円	1500円	2000円	3000円	5300円	6000円
	賠償責任保険金額	100万円	100万円	1000万円	1000万円	1000万円	1000万円
1名あたりの保険料		100円	150円	200円	300円	450円	500円

保険の内容は裏面「補償内容のご説明」に詳しく記載されています。

## 株式会社湯旅

お問い合わせ先  
(取扱代理店) 株式会社湯旅  
〒350-0043  
埼玉県川越市新富町1-17-6 ユタビル2F  
TEL:049-224-1251

三井住友海上火災保険株式会社  
航空運輸産業部 営業第二課  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL:03-3259-4135

# 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

(※)ケガを被ったとき既に存在していた身体の傷害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご参照ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>●自動車等<sup>(*)</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>(*)</sup>または麻薬等を使用している運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心臓失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(*)</sup>のないもの</li> <li>●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎</li> <li>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●乗用具<sup>(*)</sup>を用いて競技等<sup>(*)</sup>を行っている間のケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>(*)</sup> が生じた場合	後遺障害 <sup>(*)</sup> の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>(*)</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて180日における医師 <sup>(*)</sup> の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額の限度となります。	
入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院 <sup>(*)</sup> された場合	[入院保険金日額]×[入院した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてお支払いしません。	
手術保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 <sup>(*)</sup> を受けたとき	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院 <sup>(*)</sup> された場合 (注)通院しない場合は、骨折、脱臼、転位、腫脹等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数について酒気帯びをいいます。	[通院保険金日額]×[通院した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてお支払いしません。	
賠償責任保険金 *賠償責任補償特約 (国内旅行特約)	国内旅行行程中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、被保険者(被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。)*が法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)*および訴訟費用 <sup>(*)</sup> 等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国外において発生した事故については、被保険者の申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が賠償を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の変更をご確認いただいたうえでご契約ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したなどによる損害賠償責任。ただし、その物が宿泊施設の客室<sup>(*)</sup>であった場合は、お支払いの対象となります。</li> <li>●被保険者と同居する親族<sup>(*)</sup>および旅行行程<sup>(*)</sup>を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> <li>●自動車等<sup>(*)</sup>の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

●補償対象外となる運動等  
山岳登山<sup>(\*)</sup>、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機<sup>(\*)</sup>操縦<sup>(\*)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(\*)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗  
その他これらに類する危険な運動

(\*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。  
(\*)2)グライダーおよび飛行船を除きます。  
(\*)3)職務として操縦する場合を除きます。  
(\*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。を除きます。  
この保険には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、上記表の各保険金額には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。●国内旅行傷害保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故は、お支払いの対象となりません。●乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。  
●【保険責任の範囲に関するご注意】  
次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ<sup>(\*)</sup>に対しても保険金をお支払いします。  
ア.旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶<sup>(\*)</sup>が通常の航路により日本国外を通過する場合 イ.その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合  
(※)日本国外から出発して日本国内に帰着する場合をいいます。日本国外に寄港する予定のものを除きます。  
●すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱<sup>(\*)</sup>、暴動」については、テロ行為は、お支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明  
●【医学的「他覚所見」】とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●【医師】とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。●【ギプス等】とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいいます。)、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。をいいます。  
●【ケガ】とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
【急激】とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。【偶然】とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。【外来】とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病変要因の作用でないこと」を意味します。【傷害】とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(\*)</sup>を含みます。  
(※)経口的吸入、摂取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。  
●【ケガを被った所定の部位】とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。  
-長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨)をいいます。以下同様とします。または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含みギプス等<sup>(\*)</sup>の固定具を装着した場合には限ります。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合には限ります。  
●【後遺障害】とは、治療<sup>(\*)</sup>の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的「他覚所見」のないものを除きます。  
●【手術】とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(\*)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、プリアードマン、骨または関節の非観血的または徒手な整復術、整復固定術および投動術ならびに歯科手術を除きます。  
②先進医療<sup>(\*)</sup>に該当する診療行為<sup>(\*)</sup>  
(※)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。  
(※)②の診療行為は、治療<sup>(\*)</sup>を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。  
●【親族】とは、6親等内の血族、配偶者<sup>(\*)</sup>および3親等内の姻族をいいます。●【先進医療】とは、手術<sup>(\*)</sup>を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。●【治療】とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●【通院】とは、病院もしくは診療所に通い、あらかじめ医師の指示により、治療<sup>(\*)</sup>を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。●【入院】とは、自宅等での治療<sup>(\*)</sup>が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師<sup>(\*)</sup>の管理下において治療に専念することをいいます。●【配偶者】とは、婚姻の相手方をいいます。婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。●【旅行行程】とは、団体旅行に参加するため特定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間をいいます。●【競技等】とは、競技、競争、興業<sup>(\*)</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
(※)いずれもそのための練習を含みます。  
●【頸(けい)部症候群】とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●【誤嚥(えん)】とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。●【自動車等】とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●【酒気帯び運転】とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。●【乗用具】とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●【その他の変乱】とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事象をいいます。  
●【溺水】とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。